

青森県報

第八十五号

令和元年
十一月十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……二
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……四

告

示

青森県告示第四百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和元年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
拓興業株式 会社	五所川原市字末 広町二九の七	訪問介護	訪問介護事 業所森の明	令和 元・二・三
			五所川原市大 字松野木字花笠九 五の二	

青森県告示第四百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の第三十第一項第二号の規定により公示する。

令和元年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援 事業 事業者	主たる事務所の 所在地	地域相談 支援の種 類	一般相談支援事業を行う 事業所	廃 止 年 月 日
社会福祉法 人俊公会	八戸市石堂二丁 目二四の六	地域移行 支援、地 域定着支 援	サポートセ ンターオハ ナ	令和 元・二・三
			三沢市大津二丁 目一二の三八五	

青森県告示第四百四十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青い森信用金庫篠田支店油川出張所	青森市大字油川	
青い森信用金庫弘前支店桜ヶ丘出張所	弘前市大字大開一丁目	
青い森信用金庫廿三日町支店大杉平出張所	八戸市大字糠塚	及び
青森県信用組合三厩支店	東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町	を削る。

青森県告示第四百四十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和元年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名

加入区の名称

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあった年月日
令和元年十一月七日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人未来への一翼
- 代表者の氏名
西倉 伸州
- 主たる事務所の所在地
上北郡野辺地町字中小中野一九
- 定款に記載された目的
この法人は、児童、生徒に対して、不登校・引きこもり・いじめ等についての情報共有に関する事業、不登校・引きこもり等の方々に対する相談及び支援に関する事業等を行い、児童、生徒の健全な精神の育成、自殺防止を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前四六の一	高 橋 義 経	六ヶ所海水
上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五の二	鳥谷部 信 一	
上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附二五七	橋 本 義 男	

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年十一月十八日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	山田 鉄弥	八戸市大字坂牛字鶉窪一の五	令和元・〇・九

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和元年十一月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
伊勢守會政治結 社天照大東亜憂 國塾	野呂 昇	野呂 昇	黒石市北美町二丁目七六の四	令和 元・〇・一六

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十一月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
自由民主党野辺地 町支部 (熊谷 晴雄)	主たる事務 所の所在地	上北郡野辺地町 字浜掛六一の八	上北郡野辺地町 字前田一七の三	令和 元・〇・一六

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
佐々木敬蔵後援会 (佐々木 常忠)	代 表 者	佐々木 常忠	佐々木 忠則	平成 三・三・一
日本行政書士青森 県政治連盟 (野崎 径裕)	会 計 責 任 者	山田 英雄	平山 洋志	令和 元・〇・七
オール パーフェ クト (白川 岳流)	会 計 責 任 者	中村 佳央	武部 雅	元・〇・七
三村申吾佐井村後 援会 (竹内 修)	会 計 責 任 者	渡辺 隆一	田名部 久	元・〇・四
北山かずえを励ま す会 (北山 肇)	会 計 責 任 者	北山 陽子	北山 泰雄	元・〇・一五
沼畑俊一後援会 (沼畑 孝平)	代 表 者	沼畑 孝平	沼畑 忠英	元・〇・一

山田年伸後援会 (成田 孝昭)		主たる事務 所の所在地	南津軽郡大鰐町 大字大鰐字前田 一四の四	南津軽郡大鰐町 大字大鰐字川辺 二の六	元・一〇・三〇
会計責任者	山田 年伸	横山 満			

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十一月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
川浪茂浩後援会	小野 孝幸	平成三・三・二四
一の会	一戸 善正	三〇・三・三二
秋山恭寛後援会	安井 基悦	令和元・九・九
秋山会	秋山 恭寛	元・九・九
菊池光弘後援会	菊池 光弘	元・一〇・二二
平政会	平山 敦士	元・九・三〇
平山誠敏後援会	佐藤 實	元・九・三〇
東秀夫後援会	明戸 勲	元・一〇・二七

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十一月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
上條 幸哉	幸友会	平成三〇・三・三二
一戸 善正	一の会	三〇・三・三二
秋山 恭寛	秋山会	令和元・九・九
菊池 光弘	菊池光弘後援会	元・一〇・二二

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭